

2022年9月30日

令和4年台風第15号により被災されたお客さまに対する ガス料金および電気料金等の特別措置について

このたびの令和4年台風第15号により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。
静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 岸田裕之）と、電力事業を展開するグループ会社の静岡ガス&パワー株式会社（代表取締役 取締役社長 上木敏）は、静岡県内の23市町に災害救助法が適用されたことを受け、この台風で被災されたお客さまに対して、ガス料金および電気料金の特別措置を実施いたします。

1. 対象のお客さま

災害救助法が適用された地域※において被災され、特別措置の適用をお申し出いただいた静岡ガスの都市ガスまたは電気「SHIZGAS でんき」をご利用いただいているお客さま
※災害救助法適用市町（2022年9月24日時点）

法適用日：2022年9月23日

市町名：静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

2. 特別措置の内容

- 被災によりガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、2022年10月31日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。
- 被災されたお客さまの2022年8月検針分（支払期限日が、災害救助法が適用された9月23日以降となるものに限る）、9月検針分および10月検針分の、各ガス料金および各電気料金の支払期限日をそれぞれ1カ月間延長いたします。
※ただし、都市ガスと「SHIZGAS でんき」を両方ご契約いただき、まとめてお支払いをいただいているお客さまは、請求の都合上、「SHIZGAS でんき」のみ7月検針分、8月検針分および9月検針分が対象となります。
- 被災日（災害救助法が適用された2022年9月23日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6カ月間において、被災されたお客さまがガスまたは電気を全

くご使用できなかった場合は、ガス料金または電気料金の基本料金を申し受けいたしません。

3. 方法

特別措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要です。

静岡ガスのお客さまコンタクトセンターでお申し出をお受けいたします。

(電話・ナビダイヤル 0570-020-161、FAX 054-287-0701)

以上